

# 生保相互会社の業務多角化と株式会社化

丸 山 高 行

## 要 旨

現在、わが国生命保険業界では、M&A等による国内外の生命保険会社の子会社化・グループ化が活発に行われている。ただし、保険事業に特有の会社形態である相互会社がこうした事業拡大を進める場合、相互会社の特異性ゆえにいくつかの制約が存在する。具体的には①資金調達機動性、②企業グループ形成の柔軟性、③非社員契約規制の存在の3点が指摘できるが、中でも非社員契約にかかる制限は相互会社の本質に関わる問題であり、今後、相互会社が現状以上に業務多角化を進めるにあたって、無視できない制約となる可能性がある。

本稿は、こうした状況にある相互会社にスポットを当て、その特異性を確認した上で、相互会社が業務多角化を図る上で具体的にどのような点が障壁となりうるかを明らかにする。また、この障壁の中でもやっかいな存在である非社員契約について法的論点を整理し、規制緩和の方向性を提示するとともに、解決策の1つである相互会社の株式会社化という、証券市場関係者にとって興味深いテーマについて、新たな簡便化スキームを提案する。このスキーム（「包括移転による株式会社化+持株会社設立」方式）によって、業務多角化を進める相互会社は株式会社化に加え持株会社設立によるグループ化を一度に果たすことが可能となり、様々なコストや事務負担を大きく軽減できることが期待される。

## 目 次

- |                          |                         |
|--------------------------|-------------------------|
| はじめに                     | 3. 相互会社の剰余金分配の仕組み       |
| I. 生保相互会社のプレゼンスと業務多角化の現状 | 4. 相互会社の意思決定システム（機関設計）  |
| 1. 現在の生命保険業界             | III. 相互会社が業務多角化を図る上での制約 |
| 2. 過去に存在した相互会社           | 1. 資金調達の機動性             |
| 3. 生保相互会社の業務多角化の現状       | 2. 企業グループ形成の柔軟性         |
| II. 相互会社の特異性             | 3. 非社員契約の法定化            |
| 1. 相互会社の基本的性質            | IV. 非社員契約の法的意義と制限       |
| 2. 相互会社の社員の権利義務          | 1. 相互会社にとって非社員契約がもつ意義   |

## 生保相互会社の業務多角化と株式会社化

2. 非社員契約に制限を課す論拠
  3. 非社員契約にかかる現行の制限
- V. 今後の規制緩和の方向性と株式会社化
1. 非社員契約に対する今後の規制緩和の方向性

2. 現在の株式会社化の仕組み
  3. 包括移転による株式会社化の実現
- おわりに

## はじめに

生命保険は、日本の国民一人一人の生活に、深く根を下ろした存在である。生命保険文化センターの「平成27年度生命保険に関する全国実態調査（速報版）」によると、生命保険（個人年金保険を含む）の世帯加入率は、3年前の前回調査より1.3ポイント低下したものの、89.2%とおおよそ9割に達している<sup>1)</sup>。

このように身近な存在の生命保険を供給するわが国生保業界では、現在、M&A等による国内外の生保会社の子会社化・グループ化が活発に行われている。その方向性は大きく二通りあるが、一つは、大手生保会社を中心とした既存海外生保の買収・子会社化である。当初は、東南アジア諸国を中心に現地で業務を行っている生保会社に出資したり、現地企業と共同で新しい生保会社を設立する形での海外進出が中心であったが、近年は、米国市場での既存生保の大型買収にまで発展している。

今一つの方向性が、国内の既存生保を買収することにより、国内での事業拡大を図る戦略である。2015年は、大手生保の一角による国内中堅生保の子会社化が明らかとなり、その規模とともに、いわゆる金融グループの枠を超えた系列化が話題となった。

こうした買収劇の主役の何社かが、実は株式会社ではなく相互会社であることは、注目に値する。

相互会社は、「相互保険システム」の形で保険契約者自身が社員となり、社員自治の下に会社運営を行っていくという、保険事業固有の特殊な会社形態である。また、基本的属性として、相互性、非営利性といった特性をもつ。営利事業を正面から行える株式会社と異なり、相互会社が上述したような業務展開を図る場合、相互会社であるがゆえのいくつかの制約条件が存在する。中でも、非社員契約にかかる制限は相互会社の本質に関わる問題であり、今後、相互会社が業務多角化を進めるにあたって、無視できない制約となる可能性がある。

本稿は、こうした状況にある相互会社にスポットを当て、その特異性を確認した上で、相互会社が業務多角化を図る上で具体的にどのような点が障壁となりうるかを明らかにするものである。また、この障壁の中でもやっかいな存在である非社員契約について法的論点を整理し、規制緩和の方向性を提示するとともに、解決策の1つである相互会社の株式会社化という、証券市場関係者にとって興味深いテーマについて、新たな簡便化スキームを提案する。

本稿の構成は、以下の通りである。まず第1章では、相互会社になじみの薄い読者のために、相互会社のプレゼンスと業務多角化の現状を紹介する。次に第2章では、相互会社の基本的性質を示した上で、その特異性をクローズアップするために、社員の権利義務、剰余金分配の仕組み、意思決定システム（機関設計）をピックアップしてポイントをまとめる。続いて

図表1 生命保険協会加盟会社一覧 (2016年7月19日現在, あいうえお順)

アクサ生命保険株式会社	チューリッヒ生命
アクサダイレクト生命保険株式会社	T&D フィナンシャル生命保険株式会社
★朝日生命保険相互会社	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
アフラック (アメリカンファミリー生命保険会社)	★日本生命保険相互会社
アリアンツ生命保険株式会社	ネオファースト生命保険株式会社
AIG 富士生命保険株式会社	★富国生命保険相互会社
SBI 生命保険株式会社	フコクしんらい生命保険株式会社
エヌエヌ生命保険株式会社	ブルデンシャル生命保険株式会社
オリックス生命保険株式会社	PGF 生命 (ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社)
カーディフ生命保険会社	マスマニューチュアル生命保険株式会社
株式会社かんぽ生命保険	マニユライフ生命保険株式会社
クレディ・アグリコル生命保険株式会社	三井生命保険株式会社
ジブラルタ生命保険株式会社	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
★住友生命保険相互会社	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
ソニー生命保険株式会社	みどり生命保険株式会社
ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社	★明治安田生命保険相互会社
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社	メットライフ生命保険株式会社
第一生命保険株式会社	メディケア生命保険株式会社
第一フロンティア生命保険株式会社	ライフネット生命保険株式会社
大同生命保険株式会社	楽天生命保険株式会社
太陽生命保険株式会社	

〔出所〕 生命保険協会ホームページ (<http://www.seiho.or.jp/member/list/>) をもとに筆者作成。

第3章では、相互会社が業務多角化を図る上での制約として、①資金調達機動性、②企業グループ形成の柔軟性、③非社員契約にかかる制限の3点を指摘する。また、第4章では、前記3点のうち、特に相互会社の本質に関わる非社員契約の問題に焦点を当て、非社員契約の法的意義と制限の内容について考察する。最後に、第5章で、今後の規制緩和の方向性と株式会社化について、若干私見を述べさせていただく。

なお、本稿は、相互会社に対する直感的な理解を深めるために、適宜図表を用いて概略的な説明にとどめている。さらに考察を進める場合は、筆者も執筆陣の一人として加わった『コンメンタール新相互会社法』[1997]を参照願いたい。また本稿は、非社員契約については丸山[1996]の、株式会社化については丸山・山本[1998]の、それぞれ続編と位置づけるもので

ある。これら2論文についても、あわせ参照いただければ幸いである。

## I. 生保相互会社のプレゼンスと業務多角化の現状

### 1. 現在の生命保険業界

生命保険業界に属する会社数は、近年、緩やかながら増加傾向にある。図表1は、生命保険協会に加盟している会社を一覧表にしたものである。2016年7月19日時点で加盟会社は41社となっているが、このうち、本論文で焦点を当てる相互会社(図表1の★印)は5社となっている。

図表1を見ても明らかなように、相互会社は、確かに数の上では41社中5社と少数派にと

## 生保相互会社の業務多角化と株式会社化

どまるかもしれないが、その総資産は、平成28年3月末時点で5社合計約140兆円の規模に達している<sup>2)</sup>。同時期の GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）の運用資産額（134.7兆円）を上回るわけであり、生保相互会社の資産運用面の影響力や、仮に株式会社化した場合の証券市場に与えるインパクトは、依然として無視できないものがあるといえよう。

### 2. 過去に存在した相互会社

相互会社は、現在こそ、その数を5社に減らしているが、過去には、生保業界で主流の会社形態である時期もあった<sup>3)</sup>。大きな転機が訪れたのは、1997年から2001年にかけて深刻化した金融危機である。この間、日産生命、東邦生命、第百生命、千代田生命、東京生命という歴史ある相互会社が5社、いずれも経営破綻により姿を消した。さらに、2008年10月には、いわゆる米国発サブプライムローン問題の余波を受け、大和生命が経営破綻に追い込まれた。なお、6社はいずれも破綻処理の過程で主として外資系生保会社から資本注入を受け、現在は株式会社形態で生命保険事業を営んでいる。

一方、後に述べる2000年の保険業法改正を受け、株式会社形態に転じた相互会社も4社存在する。具体的には大同生命が2002年、太陽生命が2003年、三井生命が2004年、第一生命が2010年に、いずれも株式会社化を実行して現在にいたっている<sup>4)</sup>。

### 3. 生保相互会社の業務多角化の現状

現在は5社に数を減らしている相互会社であるが、その規模の大きさゆえ、投資行動がマスコミ等で取り上げられることも多い。中でも2015年に注目を集めたのは、国内外の既存生保

会社を買収し、子会社化を図るという戦略である。

いずれも新聞報道ベースであるが、たとえば明治安田生命は、約6200億円を投じて米国の中堅生保会社、スタンコープ・ファイナンシャル・グループを買収すると発表した。スタンコープ社は、団体生命保険で全米8位、団体就業不能保険で同5位という規模である。また、住友生命は、約4600億円を投じてこちらも米国中堅生保であるシメトラ・ファイナンシャル社を買収すると発表した。同社は、個人保険、個人年金、企業保険の3つのビジネスラインを有する、成長性の高い保険会社とされている。

一方、国内では、業界最大手である日本生命による三井生命の買収が注目される。三井生命は保険料等収入で国内8位の中堅生保であり、買収金額は約3000億円規模と報じられている。また、三井生命は三井住友グループに属するとされるが、同グループ以外の日本生命傘下となることも、大きな関心を呼んでいる。

こうした投資行動の背景には、基本的に人口減少に直面する国内市場の縮小がある。また、死亡保障中心から年金、医療、介護といった生前生活保障へと商品戦略が多角化し、あわせて販売チャンネルも多様化している現状がある。相互会社としても、成長性を求めるのであれば海外市場に着目するのは自然な流れであるし、国内においてもグループ力を強化して多様な顧客ニーズに応えることは、合理的な企業行動といえよう。

こうした業務多角化により収益基盤が強化されるとともに、リスク分散も図られれば、保険契約者にとってメリットが大きいともいえる。問題は、業務多角化を現状以上に推進する場合に、相互会社であるがゆえの制約がどのような

図表2 相互会社の基本的性質

	株式会社	相互会社
性質	営利を目的とする法人 (会社法に基づき設立される)	営利も公益も目的としない中間法人 (保険業法に基づき設立され、会社法上の 会社には属さない)
資本	株主(会社の構成員)の出資する資本金	基金拠出者(会社の構成員ではなく、単なる 債権者)の拠出する基金
構成員	株主	社員=保険契約者
意思決定機関	株主総会	社員総会(総代会)
保険関係	営利保険 (保険契約により保険契約が発生する)	相互保険 (社員と保険関係が同時に発生。なお、非 社員関係の契約も認められている。)
損益の帰属	株主 (ただし、契約者配当が可能な商品も販売 可能)	社員

〔出所〕 金融審議会金融分科会第二部会「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」第3回(2008年5月9日) 金融庁総務企画局資料より転載。

形で“壁”となるかである。この“壁”の存在を確認するために、まずは相互会社の特性を確認しておこう。

## Ⅱ. 相互会社の特異性

### 1. 相互会社の基本的性質

相互会社とは、保険業法によって特別に設立が認められた、特殊な会社形態である<sup>5)</sup>。前章でみたように、生命保険業界には株式会社と相互会社が存在するが、相互会社は株式会社と異なり、会社法上の「会社」には属さない。

相互会社の基本的性質を、株式会社と比較する形でまとめたものが図表2である<sup>6)</sup>。まず相互会社は、「相互保険」を営むための社団法人である。相互保険とは、次節で解説を加えるが、相互に保険を行うことを目的に保険加入者同士で団体を構成し、団体自体が保険者となって保険を引き受ける仕組みの保険制度である。この相互会社の特性を、「相互会社の相互性」という。

相互会社は、事業から生じた利益を出資者に分配することを目的とする営利法人には属さない。この意味で、相互会社は「非営利法人」とされる<sup>7)</sup>。

相互保険の加入者は、相互会社の社員となる。社員となる以上、社員としての権利義務が生じる。また、相互会社は株式を発行しないため、株主は存在しない。相互会社の資本は、基金拠出者の拠出する基金によって調達される<sup>8)</sup>。

相互会社の社員は、一人一議決権を有する。よって相互会社の運営は、この議決権を有する社員が集まった社員総会で重要事項を決定することが基本である(すなわち、「社員自治」)。ただし、現在の相互会社は、後述するように総会開催が物理的に困難である等の理由から、社員の代表である総代の集まった総代会で運営されている。

その他、相互会社を設立するためには、100人以上の保険加入者(社員)が集まる必要がある。以下、相互会社にかかる法規整は、保険業法および同法施行令、施行規則によって規定されている<sup>9)</sup>。

## 2. 相互会社の社員の権利義務

### (1) 相互保険の仕組み

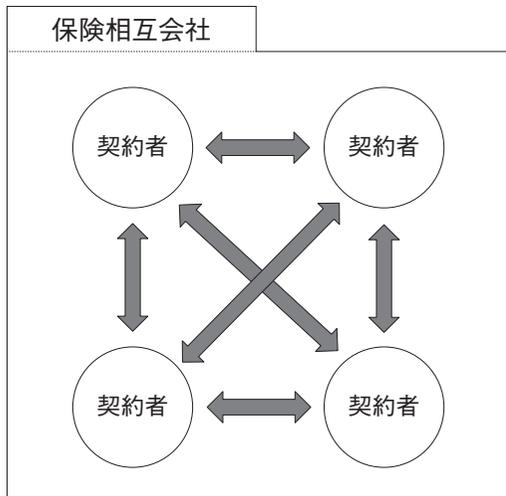
相互会社の基本的性質でみたように、相互保険とは、相互に保険を行うことを目的に保険加入者同士で団体を構成し、団体自体が保険者となって保険を引き受ける仕組みの保険制度である。この仕組みをわかりやすいように図示したものが、図表3の(1)である。まず保険加入者は相互会社と保険契約を締結し、保険契約者となる。同時に、契約者は団体の構成員、すなわち相互会社の社員となる。

一方、保険会社が株式会社である場合、保険加入者は株式会社と保険契約を締結して契約者となる点では、相互会社の場合と同様である。ただし、図表3の(2)で示すように、契約者は保険株式会社の社員とはならず、あくまで保険契約を結ぶだけの関係となる。

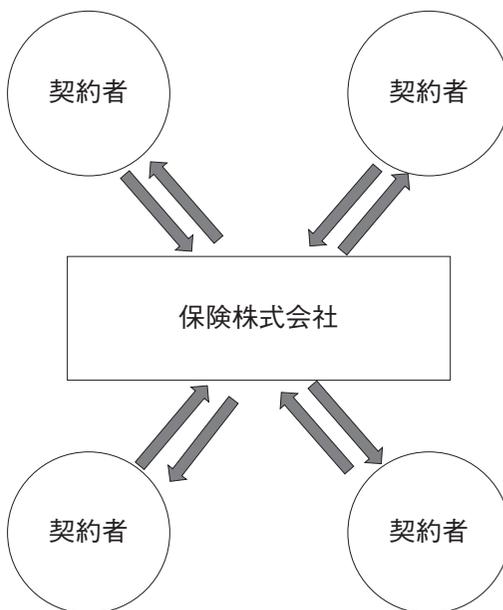
### (2) 相互会社の社員の権利義務

図表3の(1)の形で相互会社と保険契約を

図表3 保険会社と契約者の関係  
(1) 保険相互会社における契約者の位置づけ



### (2) 保険株式会社における契約者の位置づけ

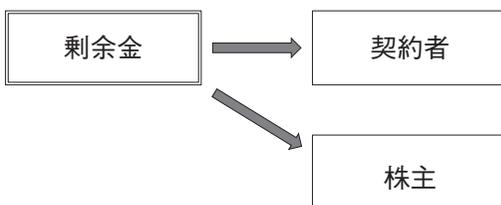


### (3) 剰余金分配の仕組み

< 保険相互会社の場合 >



< 保険株式会社の場合 >



〔出所〕 筆者作成。

結ぶ人間は数多くいるが、残念ながら、相互会社の社員となることを認識しているケースはさほど多くない。相互会社の社員となる以上、社員としての様々な権利と義務が生じることになる<sup>10)</sup>。

相互会社の社員が有する権利のうち、保険関係上の権利を除いたものは団体関係上（社員関係上）の権利として、基本的には社団法人の一

般原則に従うものである。団体関係上の権利を大きく共益権と自益権に分けると、共益権は、社員総会における議決権、総代会における議決権、総代選出にあたっての信任投票権、社員総会における少数社員権、総代会に関する少数社員権・少数総代権等が該当する。

一方、自益権は、次節で述べる剰余金分配請求権のほか、退社時払戻請求権、残余財産分配請求権が代表的なものである。

相互会社の保険契約者は、株式会社の保険契約者と同様、商法上あるいは約款上の義務（保険料払込義務、通知義務、告知義務等）を負う他、理論的には社団構成員としての責任を果たす必要がある。ただし、現行の保険業法では、第31条において、「社員の責任は、保険料を限度とする」と規定されている<sup>11)</sup>。

### 3. 相互会社の剰余金分配の仕組み

保険相互会社が事業を行った結果、剰余金が生じた場合は、社員に対して剰余金の分配がなされる（実費精算主義）。ただし、現実には、保険事業の安定継続のために、剰余金の一部が内部留保として相互会社に存置される（これを、「社員の義務」ととらえることもできる）。

一方、保険株式会社の場合は、剰余金を保険契約者の他に株主にも分配することになる。この剰余金分配の仕組みを相互会社と株式会社でわかりやすく比較したものが、図表3の（3）である。

保険相互会社の場合、保険株式会社と違って株主へ配当を支払う必要がないため、より安価な保険商品を提供できるメリットがあるとされる。また、株主から短期的な視野での利益最大化要求を受けることがないため、より長期的な視点から企業経営を行うことができるとも考え

られる<sup>12)</sup>。

### 4. 相互会社の意思決定システム（機関設計）

相互会社の意思決定システムは、会社法の改正と歩調を合わせる形で、少しずつ変革を遂げている。図表4は、監査役会を設置するパターンと委員会を設置するパターンの意思決定構造を比較したものである。

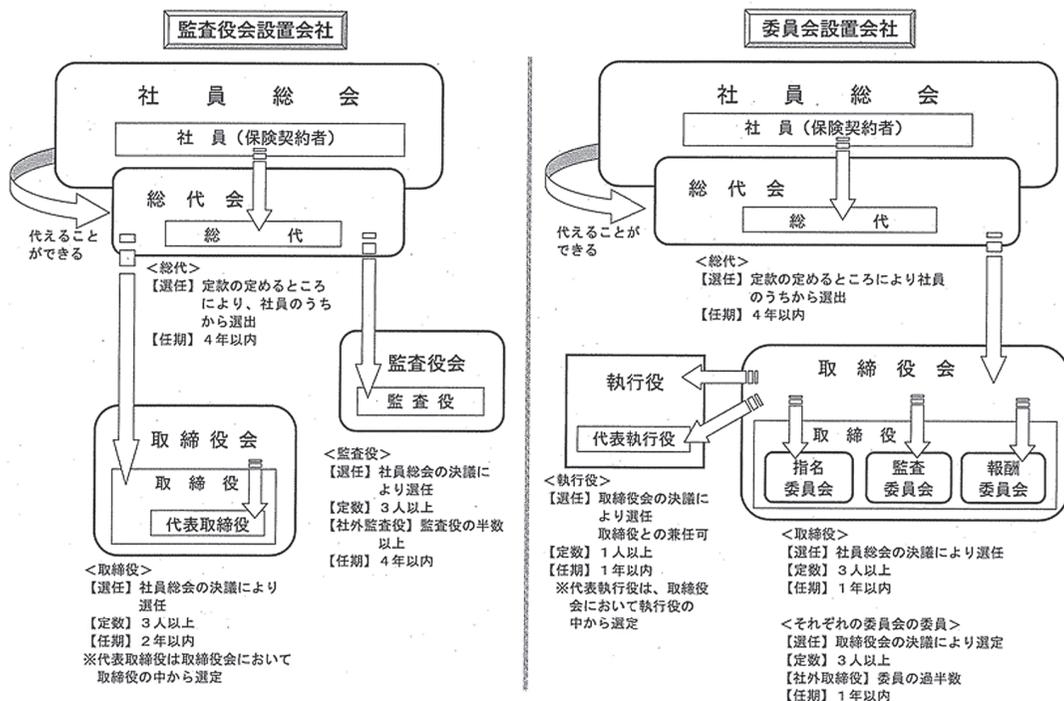
どちらのパターンをとるにせよ、相互会社の意思決定において重要な役割を果たすのが総代会である。そもそも相互会社は保険契約者である社員によって運営されるため（社員自治）、その意思決定も社員の集まった社員総会によることを基本とする。ただし、主として以下の要因により、社員総会の運営は極めて困難とされている。

第1に、社員総会開催の物理的な困難性があげられる。実際、相互会社の社員数は数百万人から大手では1千万人を超える規模に達しており、たとえば会場確保の問題や召集通知の送付等の膨大な事務負荷を考えると、社員総会開催に至るまでには大きな壁が立ちはだかっているといえる。

第2に、相互会社の社員は一人一議決権をもっているが、多様な考え方をもった多数の社員が集まって、果たして的確かつスピーディに意思決定がなされるかという問題がある。

関連して第3に、相互会社社員の経営参画意識の問題がある。一般に、相互会社の保険契約者は相互会社の社員となるとの認識は薄く、したがって経営参画意識も希薄であると考えられる。このような状況で、一部特別の関心・目的を持った社員のみが総会に参加することになれば、少数社員による相互会社の不当支配という

図表4 相互会社の意思決定システム



〔出所〕 金融審議会金融分科会第二部会「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」第3回（2008年5月9日）金融庁総務企画局資料より転載。

危険性も生じよう。

こうした問題もふまえて、保険業法では、社員総会に代わる最高意思決定機関として、総代会の設置が認められている。ただし、せいぜい数百人の総代が数百万人から1千万人を超える規模の社員を代表して意思決定を行うことになるため、総代の選出に偏りがないうよう、選出地域や職業、年齢等のバランスに細心の配慮がなされている。また、総代を選ぶプロセスにおける総代候補者選考委員会の設置や経営諮問機関である評議員会の設置、総代会の傍聴制度の導入や契約者懇談会の開催等、相互会社のガバナンス強化へ向けて、各社積極的な取組みがなされている<sup>13)</sup>。

### Ⅲ. 相互会社が業務多角化を図る上での制約

#### 1. 資金調達機の機動性

前章で整理した相互会社の特異性を考えたとき、第1章で例示したような保険会社としての多様な業務展開を図るにあたって、株式会社と異なり、相互会社ゆえのある種「制約」が存在する。この制約は、大きく次の3点に集約される。

- ①資金調達の機動性
- ②企業グループ形成の柔軟性
- ③非社員契約規制の存在

まず第1の「資金調達の機動性」に関する制

図表5 相互会社の広義の自己資本

純資産の部	
(相互会社)	(株式会社)
●基金	●資本金
●基金償却積立金	●資本剰余金
●剰余金	●利益剰余金
●その他有価証券評価差額金	●その他有価証券評価差額金
・	・
・	・
・	・
	●価格変動準備金
	●危険準備金
	●貸倒引当金 等

〔出所〕 筆者作成。

約であるが、これは、相互会社の基本的性質のうち、「相互会社は株式を発行しないため、株主は存在しない」という点に起因する。

相互会社の資本は、基金拠出者の拠出する基金によって調達される。この基金を含め、相互会社の広義の自己資本を株式会社と比較したものが、図表5である。基金は、株式会社の資本金に相当するものであるが、株主が払い込む資本金と異なり、債務性を帯びた自己資本である。なぜなら、基金は基金拠出者によって払い込まれるが、基金を募集する際に、償還までの期間と拠出金に付与される利率があらかじめ決められて提示される。よって基金拠出者は、相互会社の構成員としてではなく、単なる債権者としての位置づけとなる。

相互会社が事業を拡大する、あるいは健全性を高める等の理由により基金を増額する際は、基金の募集金額、償還期間、付与利率をあらかじめ定めて、総代会決議を経る必要がある。また、基金を償還する際は、償還額と同額の「基金償却積立金」を自己資本に積み重ねなければならない。こうした基金増額手続きを株式会社の場合と比べると、資本調達面で機動性に劣る点は

否めないだろう。

## 2. 企業グループ形成の柔軟性

第2の「企業グループ形成の柔軟性」という制約も、「相互会社は株式を発行しないため、株主は存在しない」という相互会社の基本的性質に起因する。企業グループ形成には様々な形態があるが、代表的なパターンを5通りに整理して、保険株式会社の場合と保険相互会社の場合を比較したものが図表6である。

図表6の(1)と(2)を比較すると、少なくとも①~④のパターンでは、相互会社も株式会社と同様に企業グループ形成を行えることがわかる。図表6(2)の①は、相互会社が子会社として新たに保険株式会社を設立する、あるいは、既存の保険株式会社を買収するケースである。海外に存在する保険株式会社を買収した事例は、第1章でみた通りである。

図表6(2)②のパターンでの会社分割は、これまでに事例がない。③の相互会社同士の合併は、2004年1月、明治生命と安田生命の合併により明治安田生命が誕生したケースが相当する。④の相互会社と株式会社の合併は事例は少

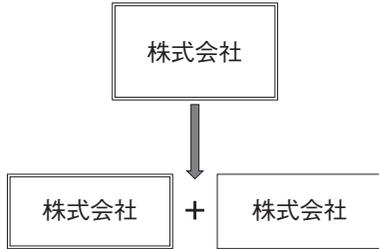
図表6 保険会社によるグループ形成

(1) 株式会社のケース

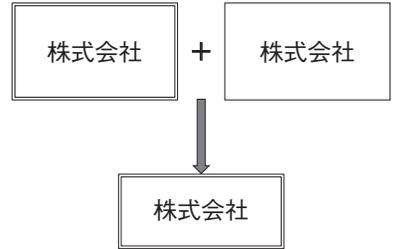
① 株式会社の子会社化



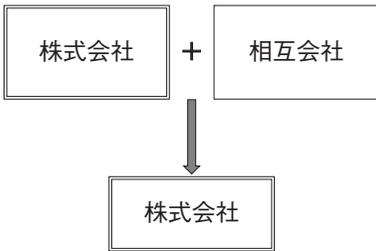
② 会社分割



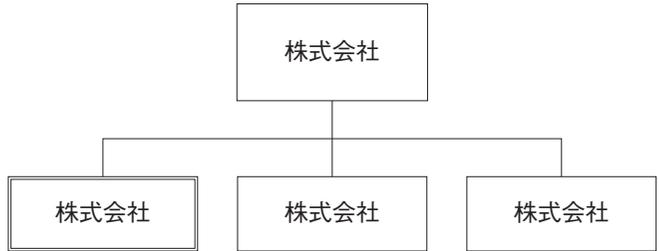
③ 株式会社同士の合併



④ 相互会社との合併



⑤ 持株会社を通じたグループ化

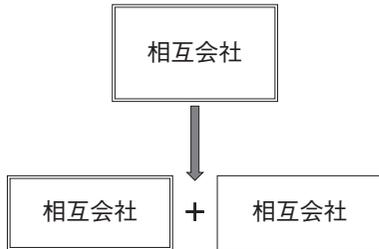


(2) 相互会社のケース

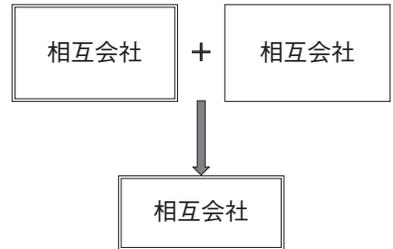
① 株式会社の子会社化



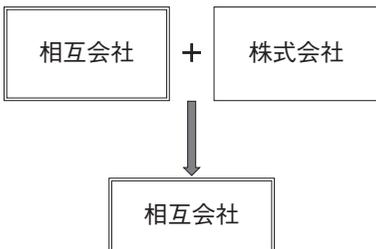
② 会社分割



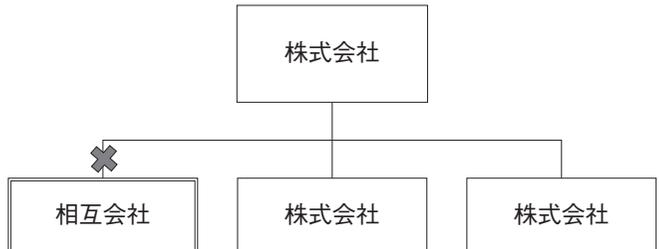
③ 相互会社同士の合併



④ 株式会社との合併



⑤ 持株会社を通じたグループ化



〔出所〕 筆者作成。

ないが、保険業法上は、合併後の存続会社を、保険株式会社とすることも保険相互会社とすることも可能となっている<sup>14)</sup>。

相互会社と株式会社とで決定的に差異が生じるのが、⑤の持株会社を通じたグループ化を図る場合である。相互会社は株式を発行しないため、株式を通じて相互会社を株式会社が保有するという形で親子関係を形成することはできない。株式会社であれば、すでにT&Dグループが実行しているように、保険持株会社であるT&Dホールディングスを東証1部に上場させ、傘下に大同生命、太陽生命、T&Dフィナンシャル生命の3生保会社（いずれも株式会社）をもつといったグループ化が可能である。また、今後は、持株会社傘下に生保会社だけでなく、他の金融関係の株式会社が並列的に配置される形での「総合金融グループ」が誕生するかもしれない。相互会社である以上、こうした業務展開やグループ力強化の道筋は、大きく制限されることになる<sup>15)</sup>。

### 3. 非社員契約の法定化

相互会社が業務多角化を図る上で制約となりうる第3の条件が、「非社員契約規制の存在」である。非社員契約とは、相互会社と保険契約を締結したにもかかわらず、相互会社の社員とされない保険契約をいう。

相互会社にとって、非社員契約は1995年（平成7年）に改正された保険業法<sup>16)</sup>（以下「95年改正業法」）。また、特に断りのない限り、「業法」とは95年改正業法をさす）によって、初めて法的に認められた契約形態である。具体的には、95年改正業法第63条第1項において、「相互会社は、剰余金の分配のない保険契約その他の内閣府令で定める種類の保険契約について、

当該保険契約に係る保険契約者を社員としない旨を定款で定めることができる」と規定された。

非社員契約を巡っては法的に長きにわたる議論が積み重ねられてきたが<sup>17)</sup>、95年改正業法において非社員契約が導入されるに至った背景には、無配当保険の存在がある。無配当保険とは、第2章で相互会社の特性の一つとして指摘した、剰余金分配が行われぬ保険契約である。剰余金分配、すなわち、有配当保険で期待される将来的な「配当」支払いがない分、無配当保険には保険料が割安となるメリットがある。配当の3利源、すなわち、死差益、費差益、利差益のうち利差益からのみ配当支払いを行う「準有配当保険」（利差配当付保険）も含め、こうした配当制限により（表面的な）価格競争力を高めた保険商品が、保険料の安さを競うような市場では、相互会社としても主力商品として重要視されることになる。

しかしながら、無配当保険を相互会社が社員契約として引き受け・販売するにあたっては、次章第1節で述べるような様々な問題点が指摘されてきた。この無配当保険に関する問題点を解決するために、95年改正業法において非社員契約が法定化されたわけである。ただし、非社員契約については、相互会社の基本的性質をふまえると、次章第2節で指摘するような問題点が存在するため、95年改正業法では一定の制限のもとに認められる運びとなった。また、非社員契約の種類としては無配当保険以外の保険契約も考えられるが、業法施行規則（平成8年2月29日大蔵省令第5号）第33条において、「法第63条第1項に規定する内閣府令で定める種類の保険契約は、剰余金の分配のない保険契約とする」として、無配当保険のみが限定列举されて現在にいたっている。

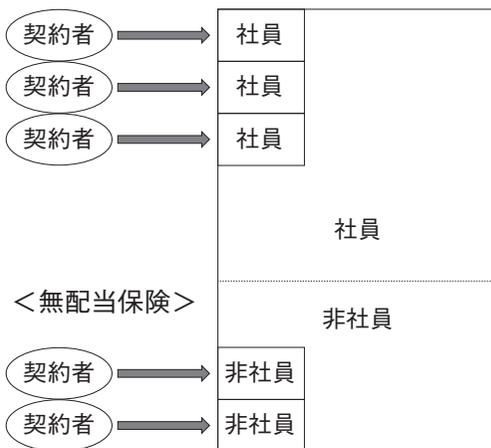
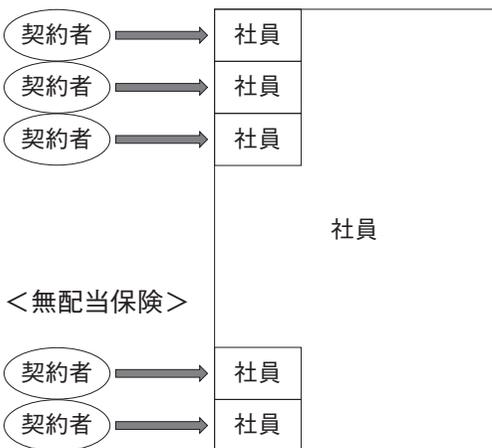
図表7 非社員契約の法定化

(1) 平成7年の保険業法改正まで

(2) 平成7年の保険業法改正後

<有配当保険>

<有配当保険>



〔出所〕 筆者作成。

#### IV. 非社員契約の法的意義と制限

##### 1. 相互会社にとって非社員契約がもつ意義

保険契約者にとって様々なメリットがある無配当保険であるが、これを相互会社が図表7の(1)の形で社員契約として引き受けるとなると、特に社団を構成する社員間の公平性の面で、多くの問題を生じることになる。

第1に、社員権を有する形で無配当保険を構成している場合、確定保険料か否か<sup>18)</sup>、剰余金分配請求権があるかないか等、付随する権利義務の異なる者が社員の中に混在することになる。特に、無配当保険の社員の利益や損失を他の有配当契約の社員が享受または負担することになり、相互会社における社員平等の原則に反する。ドイツ法においては、この理由を最も重視して、無配当保険は社員権を有する保険契約としては認めず、非社員契約として法定化して

いる。

第2に、同一の相互会社の社員である以上、共益権は一様に付与されており、たとえば社員総会における投票権は一人1票という形で、有配当社員と無配当社員に差異はない。その結果、仮に無配当保険の形式で小額かつ短期の保険契約が大量に締結されると、理論的には、剰余金分配等の社団としての議決が歪められる可能性が生じうる。

第3に、同じ相互会社の社員でありながら、負担するリスクの質が異なる。相互会社においては、有配当社員は無配当社員に比べ相対的に高めの保険料を支払い、決算期毎に剰余金を配当として精算するという形で、いわば株式会社における株主と類似のリスクを引き受けている。一方、無配当社員は、株式会社の保険契約者と同様に事後精算がなく確定保険料であるが、たとえば将来的に資産運用収入が増えた場合でも、その恩恵に与ることはできない。いわば、会社収益が向上した際に逸失利益が上昇するリスクを負っているともいえる。

相互会社にとって、こうした問題点を解決する最も簡明な方法として、95年改正業法により無配当保険契約を非社員契約として構成する道が開かれた意義は大きい。

## 2. 非社員契約に制限を課す論拠

無配当社員に対し、非社員契約者は図表7の(2)で示すように、社団の構成員とはならない点が大きな特色である。社団の構成員ではない以上、社団たる相互会社との間には何らの団体関係上の法律関係はなく、それに基づく種々の権利義務も発生しない。

非社員契約が導入された結果、有配当契約を締結している社員にとっては、無配当保険の契約者に議決権、提案権といった共益権が付与されないことは、合理的な社団構成であるといえる。ただし、第2章でみた相互会社の基本的性質と照らし合わせた時、非社員契約の拡大を無条件に許すとなると、いくつかの問題点が生じることになる。

第1に、相互会社の相互性原則への抵触である。相互会社は図表3(1)でみたように、相互に保険を掛け合うことを基本とする(相互会社の相互性)。また、相互保険を運営した結果生じた剰余金は、相互保険を形成する社員間で(一定のルールの下に)公正かつ衡平に分配することになる。非社員契約者はこうした相互保険システムの枠外に位置づけられるわけであるから、その割合が増えるにしたがって、相互会社としての性格が変質していくという批判が成り立ちうる。

第2に、相互会社の非営利性との兼ね合いである。そもそも保険事業を行うには、営利保険方式と相互保険方式という二つの方法がある。営利保険方式は、保険業法上事業主体を株式会

社とし、保険者が収支の差額を利益として追求することを目的に、多数の保険契約者から保険を引き受けるものである。一方、相互保険方式は、事業主体を相互会社とし、保険を必要とする多数の者が団体を作り、その団体が保険者となって構成員のために保険をなし、収支の差額を団体の構成員のために配分する方式である。この解釈に立てば、相互会社が非社員契約を結ぶことは、少なくとも営利事業の色彩の強い保険事業を行うことにつながる懸念が生じる。

第3に、非社員契約にかかるリスクの負担の問題がある。非社員契約から生じた利益は社員に帰属する一方、非社員契約から生じた損失は社員が負担する。相互会社の社員にとって、非社員契約を導入することが幾多のメリットをもたらす可能性はあるが、一方で、損失を抱えた場合は社員として、何らかの形でその責任を負う事態ともなりかねない。特に、非社員契約の形でリスクの高い保険事業を行うとなると、損失を生じる可能性も損失の規模も、共に高まることとなる。

## 3. 非社員契約にかかる現行の制限

前項で指摘した非社員契約に関する問題点に鑑み、95年改正業法では、非社員契約に対して量的制限(業法第63条第3項)と質的制限(同条第4項)を課すこととした。

### (1) 量的制限

量的制限は、例えば、相互会社全体の保険料収入に占める非社員契約に係る保険料収入の割合を一定比率以下に抑える、といった規制である。量的制限の必要性は業法第63条第3項で規定されているが、具体的な限度設定は、同法施行規則第33条第3項において、収入保険料ペー

図表8 非社員契約にかかる量的制限

$$\frac{\text{元受保険契約に係る保険料の総額のうち非社員契約であるものに係る保険料の総額}}{\text{元受保険契約に係る保険料の総額}} \leq 20\%$$

〔出所〕 筆者作成。

すで20%以下と定められている(図表8参照)<sup>19)</sup>。

非社員契約の占率限度の計算は、「元受保険契約に係る保険料の総額」に対する「元受保険契約のうち非社員契約であるものに係る保険料の総額」の割合を基本とし、分母・分子ともに他の保険会社との再保険契約に基づき出再・受再を行っている分を調整して行う。

## (2) 質的制限

質的制限としては、社員契約部門の損益への影響を抑えるために、最低限、区分経理を行うことが要請される。具体的には、業法第63条第4項において、「当該保険契約に係る経理を、社員である保険契約者の保険契約に係る経理と区分してしなければならない」と規定されている。

非社員契約が社員契約に及ぼす経理的影響を可能な限り遮断するためには、非社員契約を特別勘定として他の社員契約が属する一般勘定から独立させる方法が第一と思われるが、一般勘定の中で共存させる場合は、管理会計のスキームで両者の損益を区分することになる。なお、区分経理に求められる要件については、業法施行規則第35条において具体的に規定されている。

その他、商品設計面では、短期の保険に限定するのも一つの方法である。また、中長期の保険であっても、当該保険契約から生じる損益の変動を最小限に抑えるために、例えば予定利率

を定期的に見直す、あるいは金利情勢によって可変とする等の対応がなされていれば、短期の保険と同様、社員契約部門の損益への影響を最小限に止めることが可能となりうる。非社員契約に制限がかけられている以上、非社員契約を付随的なものと位置づけ、その種類も自ずと限定されると考えるのが妥当であろう。

## V. 今後の規制緩和の方向性と株式会社化

### 1. 非社員契約に対する今後の規制緩和の方向性

前章で非社員契約に係る様々な論点のうち、特に重要な「非社員契約に制限を課す論拠」について考察した。また、現行の保険業法において、非社員契約にどのような制限が課されているかを確認した。こうした分析をふまえると、第3章で生保相互会社が多様な業務展開を図る上での制約としてピックアップした3つの課題、すなわち、①資金調達機動性、②企業グループ形成の柔軟性、③非社員契約規制の存在のうち、特に③非社員契約規制の存在がどのような形で相互会社の業務多角化に影響を及ぼすかという問題が、重要な検討テーマとなることが理解されよう。

確かに、現在の保険業法では、先に見たように非社員契約は「剰余金の分配のない保険契約」に限定されている。しかも、この限定列举された保険契約は、相互会社本体が引き受ける保険契約を想定していると解される。この事実をもって、第1章でみたような業務多角化のパターン、すなわち、海外を含めて既存生保会社を買収する形で引き受けた保険契約は、少なく

とも現行法上非社員契約には該当しないという見解はありえよう。

ただし、「非社員契約に制限を課す論拠」として考察した3つの論点、すなわち、①相互会社の相互性への抵触、②相互会社の非営利性との兼ね合い、③リスク負担の問題を考えた時、内外子会社を通じた保険契約の引受けについても非社員契約と同様の影響が相互会社に及ぶ懸念があることから、何らかの制限を課すべきとの見解も成り立ちえよう。この「実質的には非社員契約に該当するのではないか」という疑念を払拭するためには、相互会社として、次の3通りの対応をとることが考えられる。

- ①生保会社が引き受けた保険契約は、法的にも実質的にも非社員契約に該当しない（つまり、量的制限の対象とはならない）旨を明確にする。
- ②生保会社が引き受けた保険契約は、法的にも実質的にも非社員契約に該当するとして、非社員契約にかかる制限を緩和ないし撤廃する。
- ③生保会社が引き受けた保険契約は、少なくとも実質的には非社員契約に該当し、非社員契約にかかる制限も存置するが、より

多角的な業務展開を可能とするため、現状以上に簡便な株式会社化の道を拓く。

上記①、②の対応をとるためには、さらなる相互会社論の深ぼりと、規制緩和に向けた立法論を展開する必要があるため、さしあたって本稿では、③で提示した「現状以上に簡便な株式会社化の道を拓く」という課題について、若干私見を述べさせていただくこととしたい。

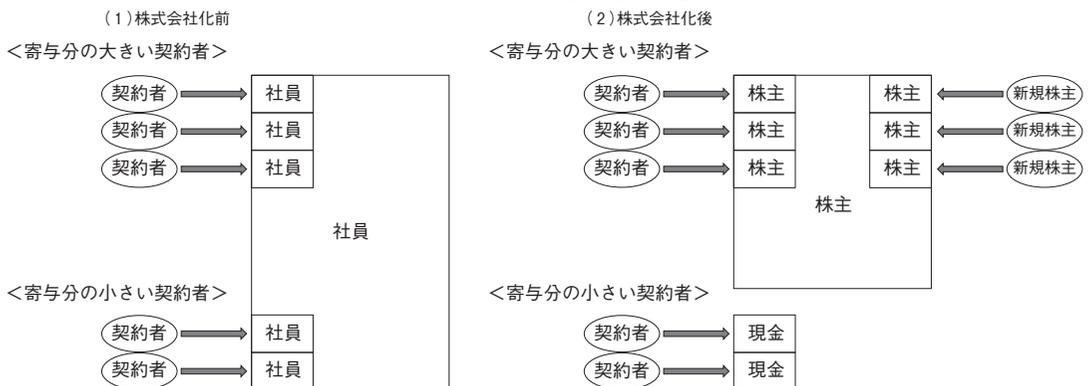
## 2. 現在の株式会社化の仕組み

新しい株式会社化のスキームを提示するにあたり、まずは現行の株式会社化スキームを確認しておこう<sup>20)</sup>。

相互保険を営む相互会社は、保険契約者が社員となって相互会社運営を行う。この仕組みをわかりやすく図示したものが、図表9（1）の株式会社化前の相互会社の姿である。

社員は社団としての相互会社運営にあたり、共益権として、たとえば社員総会において等しく一人1票の議決権をもつ。また、剰余金分配請求権に代表される各種自益権をあわせて持つことは、先に見た通りである。株式会社化にあたって問題となるのは、こうした社員の権利をどのような形で補償するかという点である。

図表9 現在の株式会社化の仕組み



〔出所〕 筆者作成。

95年改正業法では、相互会社そのものが株式会社に転換する場合、社員権の補償は組織変更後の株式会社の株式を割り当てることと明定された。すなわち、業法第89条第1項において、「相互会社の社員は、組織変更計画書の定めるところにより、組織変更後の株式会社の株式の割当てを受けるものとする」と定められた。

また、株式をどの程度割り当てるかについては、「寄与分」に基づくことと規定された。寄与分とは、わかりやすく言えば個々の社員の相互会社への貢献度であり、業法第89条第2項では、「社員の支払った保険料及び当該保険料として収受した金銭を運用することによって得られた収益のうち、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の支出に充てられていないものから当該社員に対する保険契約上の債務を履行するために確保すべき資産の額を控除した残額に相当するもの」という説明がなされている<sup>21)</sup>。

ここで問題となるのが、寄与分の大きさによって割り当てられる株式が1株に満たない、いわゆる“端株”が大量に発生するという事態である。膨大な端株を維持管理していくためには相当のコストを覚悟せねばならず、また、発行株式の大半が端株となった場合、発行株式数に比して極めて少数の単位株主が議決権を左右するというコーポレート・ガバナンス上の問題も生じうる。さらに、寄与分を上記定義にしたがって計算する際には、多くの時間と労力を要するという問題も指摘された。

こうした問題を受け、1999年1月、金融審議会第二部会傘下に「保険相互会社の株式会社化に関するワーキング・グループ」が設けられ、後述する包括移転方式を含め、様々な株式会社化スキームが検討された。議論の結果生み出さ

れたものが、図表8(2)の「端株一括売却方式」である<sup>22)</sup>。

この方式は、寄与分の小さい契約者に端株を割り当てることはせず、代わりに端株を集めた分の株式を一括して売却した上で、売却代金を寄与分に応じて該当契約者に配分するというものである。上記ワーキング・グループの結論を受け、2000年の業法改正により、端株一括売却を可能とする諸対応がなされた。あわせて、株式会社化同時増資が可能となったことも、株式会社化を目指す相互会社にとって大きな前進であった。

### 3. 包括移転による株式会社化の実現

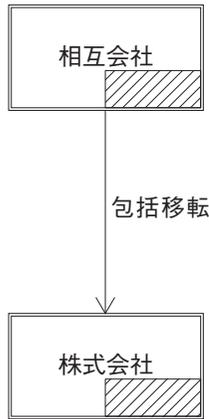
2000年の業法改正を受け、生保相互会社の株式会社化は現実的な選択肢となった。実際、この改正以降、複数の相互会社が株式会社に転じたことは、先に見た通りである。

ただし、株式会社化が容易になったとは言っても、実務的にはまだ多くのハードルが存在する。代表的なものが、「寄与分計算の負荷」と「膨大な株主管理の負荷」の問題である。この二つのハードルを乗り越えて先行各社は株式会社化を果たしたわけであるが、現在の相互会社各社の業務多角化の状況をふまえれば、今後、株式会社化をより促進すべき時期が到来することも想定される。そこで本稿では、相互会社の株式会社化と持株会社を通じたグループ形成を現状以上にスピーディに行う方法として、包括移転を活用した株式会社化スキームを提案してみたい。

(1) 従来の包括移転による株式会社化方式  
包括移転による株式会社化については、すでに丸山・山本 [1998] で立法論を含め詳細に検

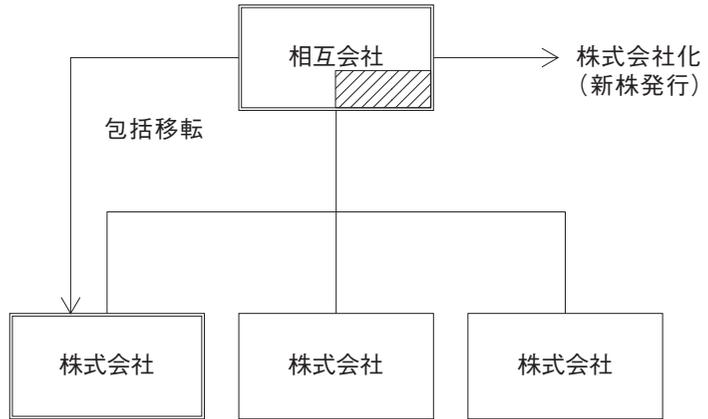
図表10 包括移転による株式会社化の仕組み

(1) 包括移転による株式会社化



〔出所〕 筆者作成。

(2) 包括移転による株式会社化+持株会社設立



討し、具体的な実行プロセスを提示した。図表10(1)をもとに主要なプロセスを解説すると、次の通りとなる。

まず保険相互会社は、傘下に保険株式会社を保有する。保険株式会社は、既設でも新設でも構わない。次に、業法第135条で規定する包括移転を行って、相互会社が保有する保険契約を一括して株式会社に移転する。その後、空になった相互会社を解散すれば、相互会社の株式会社化が完了するわけである。

この方式の大きなメリットとして、丸山・山本[1998]では、①寄与分計算の自由度が増す、②相互会社の保険契約者に必ずしも株式を割り当てる必要がないため、株式会社化後の株主管理が容易になる、という2点をあげた。特に①については、保険業法上、包括移転方式では補償割合を算出する際の寄与分計算について、明文上規定がない点を論拠とした。

丸山・山本[1998]発表後、相互会社の株式会社化については、前述した「保険相互会社の株式会社化に関するワーキング・グループ」の場で、具体的な検討がなされた。その議論の中

で包括移転による株式会社化方式は、実現可能な選択肢の一つとして検討対象となったが、主として次の2点が問題点として指摘され、法定化までは至らなかった経緯がある。

- ①包括移転による株式会社化は、経営危機時に限定されるのではないか。
- ②退社員の寄与分(図表10の斜線部分)を新設株式会社に譲渡する際、課税問題が発生するのではないか。

(2) 「包括移転による株式会社化+持株会社設立」方式

今回提案する包括移転を活用した株式会社化方式(「包括移転による株式会社化+持株会社設立」方式)は、上記二つの問題点をクリアする、新しい株式会社化スキームである。その主要ステップを図表10(2)に従って示すと、次の通りとなる。

まず株式会社化を果たそうとする保険相互会社は、傘下の保険株式会社に全保険契約を包括移転する。移転先の株式会社が新設でも既設でも構わない点は、図表10(1)の基本型と同様

である。ただし、包括移転の際に株式会社に移転する財産は、現行の保険契約の履行に見合う資産（すなわち、保険契約の負債に相当する資産＋最低限の内部留保）のみとし、残余財産（すなわち退社員の寄与分）は相互会社に存置させる。この対応により、前記問題点②で指摘された課税関係の課題を相当程度回避することが可能となる。

次に、保険契約の包括移転により空となった相互会社を、株式会社に転換する。その結果、図表10（2）で見ると、転換後の株式会社は保険持株会社となり、包括移転先の保険株式会社や他のグループ保険会社を並列的に保有する形態が実現される。相互会社は解散するのではなく保険持株会社となり保険事業を継続するわけであり、また、新株発行によって持株会社自身の資本増強も可能であるため、問題点①で指摘された経営危機時の方式とは違って、保険事業の安定・拡大につながる、発展的な方式ととらえることができるのではないだろうか。

新しい「包括移転による株式会社化＋持株会社設立」方式によって、前項でみた現行の株式会社化方式がもつ二つのハードルのうち「膨大な株主管理の負荷」は、大幅に軽減される余地が生まれる。すなわち、包括移転先の株式会社の株式は100%持株会社の保有とし、包括移転の際に社員権の補償対象となる保険契約者に対しては、株式ではなく現金を付与する。持株会社は新株発行を含め、新しい株主を募集すればよい。

この方式によっても、二つのハードルのうちの寄与分計算に係る負荷は軽減できないかもしれないが、株式会社化に加え持株会社設立によるグループ化を一度に果たすことで、様々なコ

ストや事務負荷は大きく軽減できることが期待される<sup>23)</sup>。業務多角化を進める保険相互会社が、これまで以上にスピーディに株式会社化を成し遂げるスキームとして、十分検討に値するのではないだろうか。

## おわりに

相互会社は、保険事業に特有の会社形態である。その特異性ゆえに、生命保険事業には適した会社形態ということもできよう。とりわけ、剰余金が社員である保険契約者のみに分配され、ガバナンス・システムも長期かつ安定的に保険事業を営む上でプラスに作用し得るという点は、大きなメリットとして指摘できる。

ただし、本稿でふれたような、保険子会社も含めた事業拡大を図る場合は、相互会社の特異性が逆に障壁となる可能性もある。中でも、非社員契約にかかる制限は、今後、相互会社がより多角的な業務展開を図る上で、無視できない制約となりうる懸念される。

非社員契約に対する今後の規制緩和の方向性としては、①生保子会社が引き受けた保険契約は、法的にも実質的にも非社員契約に該当しない旨を明確にする、②生保子会社が引き受けた保険契約は、少なくとも実質的には非社員契約に該当するとして、非社員契約にかかる制限を緩和ないし撤廃する、ことが考えられる。いわば、時代の変化に対応して新しい相互会社論を模索して行く方向性である。

あるいは、正面から、より多角的な業務展開を可能とすべく、株式会社に転じる方向性もありえよう。この場合、本稿で提示したスキームを一例として、現状以上に簡便な株式会社化の道を幅広く拓いて行くことが望まれる。

本稿を契機として、相互会社についての理解が幅広く進み、相互会社が多様な形で発展できるように議論が深まることを期待したい。

### 注

- 1) この調査は、一般家庭における生命保険の加入実態ならびに生命保険・生活保障に対する考え方を把握することを目的として、昭和40年以降3年ごとに実施されている。
- 2) 正確には139.7兆円（内訳は、日本生命63.5兆円、明治安田生命36.6兆円、住友生命27.6兆円、富国生命6.5兆円、朝日生命5.5兆円）である。
- 3) ちなみに、1985年度末の生保会社は28社、うち相互会社は16社を占めていた。
- 4) 損保業界では、共栄火災海上保険相互会社が2003年に、株式会社化を果たして現在にいたっている。
- 5) 本稿で取り上げる相互会社に関する様々な論点については、すでに多くの論文・書籍等で優れた分析がなされている。本稿は、紙幅の関係もあって一部を示すにとどまっているが、より広範囲な参考文献については、『コンメンタール新相互会社法』[1997]（以下「前掲コンメンタール」）を参照願いたい。
- 6) 相互会社の基本的性質をまとめたものとして、たとえば山下 [1992]、前田 [1995] 参照。
- 7) たとえば、1994年保険審議会報告「保険業法等の改正について」の（別添1）「相互会社についての基本的な考え方」（2相互会社の基本的属性、（4）非営利法人）では、「相互会社は、社員が相互に保険を行うこと自体を目的とすることから、事業から生じた利益を出資者に分配することを目的とする営利法人には属さない。このため、相互会社は非営利法人である」と記されている。ただし、非営利性については、主として保険契約者保護や株式会社形態の保険会社との競争条件確保の観点から、後述する保険業法の諸改正に代表されるように、時代とともに様々な法的対応がなされてきた。
- 8) 基金の他、相互会社には社債発行や劣後ローンの形での資金調達も認められている。また、基金の証券化により、基金拠出者を幅広く募る方式も実行されている。
- 9) 相互会社にかかる法規整は、保険業法の第18条～第67条（第二編保険会社等、第二章保険業を営む株式会社及び相互会社、第二節相互会社）、第68条～第96条（同章第三節組織変更）が中核的な規定である。これらを含め相互会社関係の条文の解釈については、前掲コンメンタール参照。なお、相互会社関係を含めた保険業法全体の逐条解説としては『コンメンタール保険業法』[1996]が、さらに法的考察を進めたものとしては、『文研論集』および『生命保険論集』に1998年から2004年にわたって掲載

された「保険業法逐条解説」が参考となる。

- 10) 社員関係と保険関係が同時に成立する相互会社の社員の地位については、社員関係が保険関係を吸収するという「社員関係吸収説」を始め、様々な見解が唱えられてきた。本稿で例示した各種共益権・自益権や社員の義務の内容を含め、詳細は前掲コンメンタール（第3款社員の権利義務「前注」）参照。
- 11) 注16) で示す95年改正業法以前の業法（以下「旧法」）では、保険金の削減（旧法第46条）や清算時の劣後的地位（旧法第75条）といった社团的規制が保険金請求権に影響を及ぼす可能性が存在したが、95年改正業法において、保険金削減規定が廃止されるとともに、清算時の財産処分の順序は一般債権者と同列とされた。
- 12) 前掲（別添1）では、冒頭で「社員とは別の出資者が存在しないため、最終的にそのような出資者への配分（株式会社であれば株主配当）にあてられる資金を保険加入者である社員が負担することはない。このような仕組みを通じて、相互会社においては、社員が「実費主義の理念に基づく可及的に安い費用での保険保護の提供」を受けるといことが制度的に期待されているわけであり、これを実現していくことが相互会社の存在意義と考えられる」と説いている。
- 13) 相互会社のコーポレート・ガバナンスは、経済学的にもゲーム理論や契約理論の分析対象となる興味深いテーマである。機会があれば別稿で考察を加えたい。
- 14) たとえば、第1章で経営破綻の事例として紹介した大和生命のケースでは、もともと相互会社であった大和生命が、2000年8月に破綻した大正生命保険株式会社の受け皿会社であるあざみ生命保険株式会社と合併し、2002年4月に大和生命保険株式会社として再出発した（その後、経営破綻）。なお、小藤 [2010] では、大和生命の経営破綻を例にとり、本稿でテーマとして取り上げた生保相互会社の株式会社化の得失と、今後株式会社化を進めるにあたっての留意点について論じている。
- 15) ちなみにわが国で初めて相互会社形態で出発した第一生命は、2010年4月1日に株式会社へ組織変更し、さらに2016年10月1日付で持株会社体制へ移行することを表明している。
- 16) 1995年（平成7年）6月7日法律第105号。施行は1996年4月。なお、95年改正業法にいたる経緯については、前掲コンメンタールのほか、1994年6月24日の保険審議会報告「保険業法等の改正について」、山下 [1994] および山下 [1995] 参照。
- 17) 非社員契約を巡る法的議論については、丸山 [1996] および前掲コンメンタール（第63条「非社員契約」）参照。
- 18) 有配当社員も払い込む保険料は予め決められているが、無配当社員に比べ相対的に高めの保険料を支払い、

## 生保相互会社の業務多角化と株式会社化

- 決算期毎に剰余金を配当として精算するという意味で、実質的には確定保険料ではないと位置づけている。
- 19) 収入保険料ベースとしたのは、実際に保険会社に流入するキャッシュフローであるため、基準として最も合理的であると判断されたこと、また、20%という数字は、信用金庫等の員外貸付けの限度を参考に決められたものと考えられる(丸山 [1996] および前掲コメンタール(第63条「非社員契約」)参照)。
- 20) 95年改正業法によって可能となった株式会社化の仕組みと問題点の詳細については、前掲コメンタールおよび丸山・山本 [1998] 参照。また、後述する2000年の業法改正を受けた実務的な対応については、すでに株式会社化を果たした各社の「組織変更計画書」が参考になる。たとえば第一生命の組織変更計画書は、[http://www.dai-ichi-life.co.jp/information/pdf/index\\_001.pdf](http://www.dai-ichi-life.co.jp/information/pdf/index_001.pdf) で公開されている。
- 21) 寄与分の詳細な計算方法については、たとえば日本アクチュアリー会のテキスト『保険 I (生命保険)』の「第3章アセットシェア」を参照。なお丸山 [1999] では、寄与分計算をよりわかりやすく解説している。
- 22) 「保険相互会社の株式会社化に関するワーキング・グループ」には筆者もオブザーバーとして参加し、1999年7月6日、議論の成果を「保険相互会社の株式会社化に関するレポート」として発表した。
- 23) ちなみに、株式会社化後6年半を経て2016年10月1日付で持株会社体制へ移行する予定の第一生命は、会社分割方式を採用すると発表している ([http://www.dai-ichi-life.co.jp/company/news/pdf/2015\\_010.pdf](http://www.dai-ichi-life.co.jp/company/news/pdf/2015_010.pdf))。
- 「保険業法逐条解説」(第1条～第76条)『文研論集』第125号～134号、生命保険文化研究所、1998年12月～2001年3月。
- 「保険業法逐条解説」(第77条～第119条)『生命保険論集』第135号～140号、生命保険文化センター、2001年6月～2002年9月。
- 「保険業法逐条解説」(第120条～第218条)『生命保険論集』第142号～148号、生命保険文化センター、2003年3月～2004年9月。
- 保険研究会編 [1996]『コメンタール保険業法』、財経詳報社、1月。
- 保険審議会報告「保険業法等の改正について」、1994年6月24日。
- 保険審議会報告「保険業法等の改正について」(別添1)「相互会社についての基本的な考え方」、1994年6月24日。
- 前田雅弘 [1995]「相互会社の存在意義と基本的属性」『文研論集』第111号、生命保険文化研究所、6月。
- 山下友信 [1992]「相互会社」竹内昭夫編『保険業法の在り方上巻』、有斐閣、9月。
- 山下友信 [1994]「保険業法等の改正について」『ジュリスト』第1051号～1052号、有斐閣、8月～9月。
- 山下友信 [1995]『保険業法等の改正－法制懇談会報告について』、損害保険事業総合研究所、2月。
- 丸山高行 [1996]「非社員契約を巡る法的諸問題」『生命保険経営』第64巻第6号、生命保険経営学会、11月。
- 丸山高行・山本到 [1998]「包括移転による相互会社の株式会社化」『商事法務』第1490号～1492号および1496号、5月～7月。
- 丸山高行 [1999]「保険相互会社の株式会社化と時価評価」『生命保険会社と時価会計』、生命保険文化研究所、9月。

(住友生命保険相互会社年金事業部審議役)

## 参 考 文 献

- 大塚英明監修・住友生命保険相互会社企画調査部 [1997]『コメンタール新相互会社法』、青林書院、4月。
- 金融審議会第二部会「保険相互会社の株式会社化に関するレポート」、1999年7月6日。
- 小藤康夫 [2010]「大和生命の経営破綻と生保の株式会社化」『生命保険論集』第172号、生命保険文化センター、9月。
- 日本アクチュアリー会テキスト [2012]『保険 I (生命保険)』(第3章アセットシェア)、日本アクチュアリー会、4月改訂版。